資料 11－２

中間とりまとめ

令和８年１０月

統計法等に関する研究会

目　　次

**Ⅰ　はじめに・・・

Ⅰ　はじめに

公的統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に定めるとおり、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、その作成・提供の在り方については、社会経済情勢の変化に応じて不断の見直しを進める必要がある。

直近では、平成 30 年の統計法の一部改正[1]において、公的統計の作成への多様なデータの利用の推進、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化等が図られたところであるが、その後、令和になって７年余りが経過し、この間、本格的な人口減少社会の到来、ＡＩ等のデジタル技術やデータ利用の急速な進展等、我が国を取り巻く環境は大きく変化した。

これらの公的統計への影響は、作成から提供まで多岐にわたるものであり、改めてメーカー・ユーザー双方の視点に立った公的統計の整備を図ることが求められている。「デジタル行財政改革会議とりまとめ 2026」（令和８年７月デジタル行財政改革会議決定）においても、「ＡＩ・データ利活用推進の基盤情報たる統計について、（中略）制度面も含め改善方策の検討を加速し、2026 年度中に結論を得て所要の法案提出を目指す」として、デジタル社会にふさわしい公的統計の作成・提供に向けた検討を行うこととされている。

本研究会は、令和８年６月の発足以来、これまで多岐にわたる論点について議論を重ねてきた。この「中間とりまとめ」は、これまでの議論の内容を取りまとめるとともに、更に検討を深めるべき課題を整理したものである。

公的統計の作成・提供の在り方の見直しのほか、個別統計の整備についても改善を図ることが重要であり、基本計画（公的統計の整備に関する基本的な計画）に基づき、その特性に応じた対応を図っていくことが求められる。

今後、関係者からのヒアリングを実施するとともに、更なる議論を重ねることで、総務省における検討に資する知見を提供することとしたい。

Ⅱ　質の高い公的統計を持続的に作成するために

１　基本的な考え方

公的統計は、国民の多様なニーズに応える高品質なものとして、将来にわ

[1] 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 34 号）。「統計改革推進会議最終とりまとめ」（平成 29 年５月）を踏まえ立案された。

たり作成・提供し続けることが求められる。

一方、統計調査[2]の実施においては、急激な人口減少に伴う社会全体の人手不足、都市部への人口流出、不在世帯の増加、プライバシー意識の変化等により統計調査への協力が得難くなっており、また、統計調査員[3]の確保も課題となっている。

このように、人口減少社会の中で必然的に人的リソースに限りが生じる環境の下で、質の高い公的統計を持続的に作成・提供するためには、調査の在り方を見直し、その上で、実査も含めた統計作成に関わる人的リソースを真に人が担うべき業務に集約する必要がある。

このためには、公的統計に求められる品質を明確化し（Ⅱの２関係）、その作成に係る業務を可能な限り効率的に行うべく不断の取組が必要であり、統計作成に係る業務の更なるデジタル化を推進する（Ⅱの７関係）とともに、行政・民間データの利用による統計調査の補完又は代替を更に進めること（Ⅱの３～５関係）が重要である。その際には、各府省を始めとする統計の作成者が、様々な取組に円滑に対応できるよう、統計の作成者の負荷軽減につながる運用上の配慮・工夫がなされることも効果的である。

２　公的統計の品質確保

国民の合理的な意思決定にとって重要な情報である公的統計が、社会経済の多様なニーズに的確に応えていくためには、その求められる品質が確保されていなければならない。公的統計に求められる品質としては、ニーズ適合性、正確性、明確性等が挙げられるが、これらの内容を改めて明確化し、その確保に取り組むべきである。

公的統計の品質確保は、二つの不適切事案[4]を受けてこれまでに実施されてきた取組を通じ、その重要性が一層認識されてきたところであり、公的統計の作成者（各府省、地方公共団体等）が将来にわたり質の高い公的統計の作成・提供を行うよう、統計法に公的統計の品質確保の重要性を明確にする

---

[2] 行政機関等が統計作成を目的として行う調査（統計法第２条第５項）であり、必要に応じ統計調査員（統計法第 14 条）が任用され、調査票を配布・取集する方法により行われる。統計調査（約 300）のうち調査員調査は 65 であり、その大部分は調査票の郵送やオンライン調査を併用する方法で実施されている。

[3] 統計法第 14 条に基づき基幹統計調査の実施のために置くことのできる臨時の職員。なお、統計調査員は一般統計調査や地方公共団体が独自に行う統計調査にも従事することができる。

[4] 平成 30 年に発覚した毎月勤労統計調査、令和３年に発覚した建設工事受注動態統計調査に係る事案。

規定を設けることを検討すべきである。

併せて、品質表示に関する指針（Ⅲの３において詳述）を定めるとともに、当該指針に即した品質表示を促すことにより、統計の品質に関する透明性を高め、外部検証性を確保することで、統計作成者による自律的な品質の改善を促進することを検討すべきである。

３　統計作成における行政データの積極的利用

現在、我が国の統計作成において、行政データ[5]は、調査事項の補完・代替よりも統計調査の対象名簿としての利用が主となっており、諸外国と比較すると、行政データの利用実績は少ない状況にある。

報告者の負担軽減を図るためには、公的統計の作成において行政データを積極的に利用する方向性を、明確に打ち出すべきである。

その上で、統計調査間の情報の移送、報告の負担が重いと考えられる事項におけるニーズの確認や見直し等、報告者の負担軽減に取り組むことを検討する必要がある。

公的統計全体において、政策立案のための統計作成も含めて、行政データの利用を推進するため、行政データの提供を求めることができる主体を地方公共団体や独立行政法人等に拡大するとともに、提供を求める対象についても、地方公共団体や独立行政法人等が保有するデータに拡大すべきである。

その際、全国規模で実施されることが多い基幹統計の作成については、地方公共団体が保有する行政データを全国一律で利用することで、地方公共団体における事務の能率的な実施及び負担軽減に資することが期待されることから、そのための仕組みを設けることについて検討すべきである。

行政データの提供を促進するためには、データが安全に管理され、その保有者が安心してこれを提供することができる環境を整備することが重要である。

統計調査の調査名簿には調査で把握した情報が追記されることもあるが、現在の統計法ではその位置付けが明確ではない。このため、名簿作成のために取得した情報を統計法上に位置付け、調査票情報と同様の情報管理の下で、一体的に管理することを検討すべきである。

現在の統計法においては、他の行政機関から提供された行政データの情

---

[5] 国、地方公共団体、独立行政法人等が保有している情報。統計法では、（国の）行政機関が保有する情報を「行政記録情報」と定義しているが、後述のとおり地方公共団体や独立行政法人等が保有する情報も含めて観念するため行政データと表現している。

報管理[6]に関する規定は設けられているものの、地方公共団体や独立行政法人等から提供された行政データについては情報管理に関する規定が設けられていない。

このため、地方公共団体及び独立行政法人等から提供された行政データの情報管理に関する措置を講ずるべきである。

他の行政機関等が保有する行政データを継続的に利用して基幹統計を作成している場合において、提供元が予告なく情報の提供を中止したときは、基幹統計の作成が困難となり、社会・経済の重要な基礎データが欠落するおそれがある。

このため、基幹統計の作成等のために、行政機関等が行政データの継続的な提供を行っている場合において、その行政データの提供の中止をしようとするときの手続を明確化すべきである。

４　民間データの利用

ビッグデータは、一般に高い頻度で更新され、現行の公的統計では捉えることのできない事象を把握できる可能性を有しており、現在、一部の公的統計でＰＯＳデータ[7]などが利用されている。また、統計調査を実施する際の対象名簿の作成・補正に当たっては、配送・配達に関する情報、マンション管理組合等の保有する情報等の民間データの利用を進めることにより、統計作成の正確性及び効率性の向上が期待される（Ⅱの８において詳述）。

一方で、統計ニーズとの不整合、対象の偏り、データ利用に係る費用負担などの課題がある。また、統計作成のため特定のベンダーから継続的にデータの提供を受けている場合、当該ベンダーの事業上の判断等により必要なデータの確保が困難となり、統計の継続的な作成に支障を及ぼすおそれがある。このため、ビッグデータの利用を促進する前提として、これらの課題に留意する必要がある。

現在、統計法に基づき民間データの提供を求めることができるのは、基幹統計調査の円滑な実施や基幹統計の作成を目的とする場合に限定されているが、民間データの有用性から、その利用を拡大していくことが重要である。

このため、基幹統計調査の円滑な実施、基幹統計の作成のみならず、まだ試行段階にあるなどその時点では基幹統計ではない統計の作成に資する研究等を行う場合においても、民間データの提供を求めることができるよう

---

[6] 適正管理（第 39 条）、利用制限（第 40 条）、守秘義務（第 41 条）、罰則（第 57 条、59 条）

[7] Point of Sales 小売店などで商品が販売された時点で自動的に収集される情報。

措置を講ずるべきである。併せて、行政データと同様、提供を受けた民間データについても、情報管理に関する規定を設けるべきである。

同時に、ビッグデータの利用を促進するためには、総務省などにおいて実証的な研究を行うことや、行政機関等が公的統計に利用可能なビッグデータを容易に把握できるようにすることも必要である。このため、ビッグデータポータルの民間データのリストを拡充するとともに、民間のデータ保有者と調査担当者とのマッチングを推進する必要がある。

５　報告者の負担軽減を図るための、統計調査と業務上の調査等の一体的改善

各府省においては、統計調査に加え、政策立案や行政運営のための業務上の調査も数多く実施されているところ、現状、e-Stat や調査等リスト[8]はあるものの、その利用がまだ十分ではない。そのため、府省内外における調査の実施状況や行政データの所在を必ずしも適切に把握できておらず、調査対象や調査項目の重複を自ら把握し、見直しにつなげる取組も限定的となっている。こうした状況は、報告者の負担を増加させるとともに、行政データを有効に利用した効率的な統計作成・行政運営の観点からも、改善の余地がある。

そのため、各府省における調査間の重複是正に加え、各府省間における調査の重複是正を推進する観点から、統計委員会の所掌事務について委員等を補佐することとされている各省の統計幹事が、統計調査のみならず業務上の調査の実施状況も把握し、その状況を踏まえた取組を進めるなど、政策立案総括審議官等との連携も含めてその役割について改めて検討・整理する必要がある。

併せて、総務省が、上記の統計幹事の取組を踏まえて、e-Stat や調査等リストも積極的に利用しつつ、各府省の統計調査と行政データの重複の審査に加え、業務上の調査相互間の重複についても、調査対象・項目を確認し、当該調査の目的や活用状況を踏まえ、調査周期や調査項目の定義の柔軟化など、重複の是正に向けた対応を図ることを検討する必要がある。

また、統計法では、総務大臣は、統計利用者の利便性を図るため、公的統計の所在に関する情報を提供することができるよう、必要な措置を講ずるものとされており、e-Stat がその措置に当たるところ、その更なる利便性向上のためには、所在に関する情報の提供に限らず、公的統計の閲覧・入手

---

[8] 定期的に行政機関が行う調査（統計調査以外の調査を含む。）を毎年とりまとめたもの。

など e-Stat が有すべき機能を明確化することを検討すべきである。

調査を実施する者や審査する者が、行政データを探索する手段として、e-Stat や調査等リストをより一層利用することができるよう、これらの網羅性や検索性を向上させ、他部局等の行政データについても容易に検索することができるようにする必要がある。

地方公共団体が作成する公的統計の e-Stat への掲載について、地方の公的統計の検索が容易になることによる利便性の向上に資するため、e-Stat への掲載の促進を検討する必要がある。

また、調査対象や調査項目の重複を減らし、報告者の負担を軽減する観点から、調査の実施を検討する際には、業界団体をはじめとする各種団体が実施する類似の調査を把握した上で、当該調査を活用することも検討する必要がある。

統計調査の結果の政府内における利活用の状況の把握を今後も継続して行うとともに、行政機関等の作成した公的統計が政府外においてどの程度利活用されているかについて総務省が調査することを検討する必要がある。

公的統計の改善を図るため、また、統計の提供・公表に当たり利便性を高めるためには報告者や利用者の声を把握することは極めて重要である。このため、総務省において、現在ホームページに設けられている報告者負担・調査方法の改善提案窓口を活用するとともに、報告者や利用者の声を定期的かつ積極的に聴取する必要がある。

６　調査環境の変化に対応した調査員調査の実施

昨今、統計調査員による大規模な統計調査において、民間の統計調査員のみでは十分な人数を確保することができず、その多くが国や地方公共団体の統計調査員によって実施されている。

特に国勢調査[9]のように「登録調査員」[10]（約 14 万人）を上回る規模の統計調査員を必要とする調査では統計調査員の確保が困難となっている。また、不在世帯の増加などにより統計調査員の活動が困難となる事例も散見され、地方公共団体からは、調査員調査を必要最小限にすべきとの要望もある。

---

[9] 令和８年９月、令和７年国勢調査において富山市の人口が水増しされた疑いで、刑事訴訟法による告発が行われた。なお、当該国勢調査の確報値は、当該事案に係るデータについて所要の修正を行った上で公表されている。

[10] 調査を特定せずに、あらかじめ統計調査員の希望者を都道府県、市町村が登録し、調査が実施される際に統計調査員を任命する制度。

こうした中、従来のように多数の統計調査員や地方公共団体の職員の協力を得て調査を行うことは、困難となっている。このため、行政や民間のデータ、デジタル技術を最大限に利活用し公的統計を作成することとするとともに、調査の負担と必要性を精査しつつ、統計調査員による調査は必要最小限に抑制することを基本とする方針を定めることが必要である。その際、公的統計の品質確保において統計調査員が果たしている役割は大きく、今回の見直しは、質の高い統計を持続的に作成するため、統計調査員が強みを発揮しやすい業務に、リソースを集中化・高度化していくことをねらいとする必要がある。

見直しに当たっては、各統計調査の「自己点検（PDCA サイクル）」や承認審査の活用のほか第三者による点検など見直しの手順を定めることが必要である。その際、統計調査員の規模が大きい調査については重点的に点検[11]する必要がある。

加えて、行政データや（後述の）デジタル技術の更なる利活用は、調査員調査の見直しにも資するものである。

7　ＡＩ等のデジタル技術の活用

統計作成の効率化や正確性の確保のため、ＡＩ等のデジタル技術について、その特性を踏まえつつ、適切な活用を図ることが求められる。例えば、ＡＩによる産業分類等の格付けやオンライン調査におけるデジタル技術を活用した回答の簡易化などが挙げられる。

一方、デジタル技術は急速に進展しており、その活用に伴う課題やリスクにも留意しつつ、その変化に柔軟に対応できる仕組みを構築することが重要である。

こうした観点から、ＡＩ等のデジタル技術の活用に向けて、まずは、総務省において、ＡＩを活用した統計作成に関する調査・研究を行い、その有効性や課題等を検証した上で、モデル事例や留意事項等を示すことを検討する必要がある。

---

[11] 点検に当たっては、調査員調査の判断要素として、
①全数調査などにおける個人・事業所の捕捉（調査名簿に掲載がない客体の把握）
②調査内容が専門的な調査における、調査客体への説明・回答支援
③高い回収率が必要な調査における回答督促
など統計調査員が行うことを望まれる業務に該当するかどうか、該当する場合もそれぞれの調査の特徴（対象、事項及び期間等）や公的統計に求められる正確性・コストも踏まえ統計調査員が必要かどうか判断することが望ましい。

８　世帯を調査対象とする公的統計に関する取組

（国勢調査における行政・民間データの有効利用）

国勢調査においては、統計調査員の確保が年々困難さを増し、地方公共団体の職員を統計調査員として動員する例が増加している。こうした中、従来型の調査員調査が今後一層困難となる可能性を踏まえ、報告者や地方公共団体の負担の軽減を図るため、調査方法の更なる改善に取り組む必要がある。

国勢調査において試行的に実施された郵送配布方式について、住民基本台帳等の行政・民間データの利用も視野に入れ、その拡充を検討するとともに、インターネット回答の更なる拡大に向け、調査書類の配布方法の見直し及び認証方式の拡充を検討する必要がある。

併せて、郵便局や民間事業者とも連携し、漏れ及び重複なく全ての世帯を的確に把握するための枠組みの構築について、検討する必要がある。

（マンション管理組合や管理会社等との連携）

現状の統計調査では、マンション管理組合や管理会社等に対して、オートロック開錠等の立入の協力や不在世帯等の情報（名簿）提供等の協力を求める際に、協力を得られない場合があり、協力を促すための取組を実施する必要がある。

例えば、統計法第３条の２第３項（基幹統計の資料提供等協力の求めに対する応諾努力義務）、第 15 条（立入検査等）、第 60 条第１号（報告妨害の罰則）などの規定の対象となる「協力業務」や「禁止事項」の具体的な内容と解釈を整理し、これらについて、国・地方公共団体だけでなく、マンション管理組合や管理会社等の関係者に周知するなど、その協力の重要性等について理解を求める方策を検討することが必要である。

また、マンション管理組合や管理会社等が居住者名簿等を安心して提供できるようにするため、前述のとおり、提供を受けた民間データの情報管理規定を措置すべきである。

９　事業所・企業を調査対象とする公的統計に関する取組

事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計作成や報告者負担の軽減のため、各種統計の作成や統計調査に係る名簿の作成に用いられる重要なものであり、これらの作成に必要な産業分類、資本金、従業者数などの情報が記録されている。

（事業所母集団データベースの利用等による報告者負担の更なる軽減）

事業所母集団データベースは、その整備を行う総務省において、各種調査票情報の利用のみならず、法人・個人への照会等により得た情報を利用して、データベースの充実が図られ、事業所・企業向けの統計調査の負担軽減に利用されているところであり、その取組を一層推進する必要がある。

将来においては、事業所母集団データベースを利用し、一度回答した基本的な情報については原則として再度の回答を求めないことを目指し、その実現に向け、着手可能な取組から進めていくことが望ましい。

中小企業向けの対応として、引き続き、事業所母集団データベースに、調査の対象となった事業所の履歴を記録し、対象の抽出に当たり、特定の事業所に負担が集中しないよう調整を行う必要がある。

一方、毎年対象となる大企業については、サポートスタッフ[12]が企業情報を常に把握し統計調査への回答を支援することとしているところであり、当該支援を拡充することを検討する必要がある。

（事業所母集団データベースの情報の提供）

現在、事業所母集団データベースの利用目的は、行政機関等における調査名簿の作成や統計作成に限定されているが、その提供の相手方や利用目的を拡大することにより、事業所に関する研究の発展につながる可能性がある。

事業所母集団データベースの情報について、調査票情報の利用と同様に、統計的研究における利用を可能とするとともに、公益性のある研究者への提供も可能とすることを検討すべきである。その際、事業所母集団データベースを構成しているデータは調査票情報だけではなく、行政データ等が含まれ得ることに留意すべきである。

（データリンケージ基盤である共通事業所コードの利用）

事業所母集団データベースには、特定の事業所を識別するための番号である共通事業所コードが既に付与されている。これを用いたリンケージは、重複是正等による統計作成の効率化、統計の正確性の向上や研究の発展等に資する可能性があるが、現時点においては、リンケージの対象となる調査票情報に共通事業所コードを記録することとはされていない。

このため、総務省において、事業所母集団データベースに記録されている各事業所に共通事業所コードや法人番号を引き続き付与するとともに、

[12] 独立行政法人統計センターにおいて企業調査支援を行う職員。

共通事業所コードを用いた当該データベースと調査票情報とのリンケージや調査票情報間のリンケージを推進することを検討する必要がある。

この際、統計作成の効率化、統計の正確性の向上のために、共通事業所コードを用いて、統計調査間のリンケージのみならず行政データとのリンケージをも行うことを検討する必要がある。

経済センサスは、全事業所を対象とする調査であり、経済構造実態調査と併せて、経済構造統計の作成及び事業所母集団データベースの整備に用いられる重要な調査である。また、事業所母集団データベースは、前述のとおり各種統計の作成などに用いられる重要なものであることから、統計法上、統計調査のほか、法人その他の団体への照会等（回答は任意）により整備することが可能となっている。

統計法に経済センサスや経済構造統計を規定し、その調査票情報を事業所母集団データベースの整備に用いることを規定するとともに、なお必要な情報を得るための照会に応諾義務を規定することについては、まずは、この照会の報告者に、事業所母集団データベースの整備の意義についての十分な理解を得られるようにすることが重要であり、その上で、経済センサスの実施状況、事業所母集団データベースの整備状況・利用状況等を総合的に踏まえつつ、これらを将来的な課題として検討することが適当である。

Ⅲ　より使いやすく、よりアクセスしやすい公的統計にするために

１　基本的な考え方

公的統計は、国民・社会にとって重要な情報基盤であるが、その最も身近な窓口である e-Stat について、目的の統計にたどり着きにくい、データが利用しにくいなど、使い勝手に課題があるとの指摘がある。このため、公的統計に関心を持った国民がそれによりアクセスしやすく、また、利用しようとする際により使いやすいものとなるよう、e-Stat の利便性を高めることが重要である（Ⅲの２関係）。

加えて、ＡＩの活用が日常化する中、公表されている公的統計を人のみならずＡＩが利用するなど、公的統計の公表に対するニーズも変化してきている。こうした中、単に公的統計を提供・公表するだけではなく、機械が容易に読み取ることができる形式を備えることが必要となっている（Ⅲの３関係）。

そのため、公的統計の公表の際にメタデータ[13]としての品質情報[14]を公表すること（品質表示）は、公的統計に対する信頼の確保と利用の利便性の向上に資するものである（Ⅲの３関係）。

また、公的統計を広く利用してもらうためには、利便性を向上させるだけでなく、国民の公的統計に対する関心とその重要性についての理解が深まることが重要であり、報告者の回答から作成された公的統計がどのように利用され、国民・社会の役に立っているのかについて、誰もが分かりやすい形で情報提供していく必要がある（Ⅲの４関係）。このことは、統計調査の回答率の向上にも資するものと考えられる。

２　e-Stat の利便性向上

統計に関心を持った国民が公的統計によりアクセスしやすく、また、公的統計を利用しようとする際により使いやすい環境を整備することが重要である。この点、e-Stat については、必要とする公的統計を見出すことが容易でないとの指摘や、ファイル構成が複雑であり、データの取得を行うことが煩瑣であるとの指摘がなされている。

このため、公的統計の利用者が e-Stat を利用しやすいものとするため、前述のとおり（Ⅱの５）、掲載する公的統計の網羅性を高めるとともに、利用者が求める統計に的確に到達し得るよう検索性を向上させる必要がある。

その際、利用者にとって使いやすいものとしていくためには、利用者の声を把握することが重要である。このため、前述のとおり（Ⅱの５）、総務省において、現在ホームページに設けられている改善提案窓口を活用するとともに、利用者にとって必要な統計や、より使いやすい提供方法等について、利用者の声を定期的かつ積極的に聴取することを検討する必要がある。

３　公的統計の機械可読性の向上と、品質表示に向けた取組

ＡＩ等のデジタル技術の発展に対応するため、集計表のデータ形式、記述

---

[13] メタデータとは、データの内容、構造、作成方法等を説明し、その理解、利用及び管理を可能とするための付帯データである。例えば、データの構造や関係を定義するもの（次元、測度、分類等）や、データの内容や作成背景を説明するもの（調査対象、調査方法、定義等）がある。

[14] 品質情報は、その公的統計がどういった情報源、方法、手続及び精度等により作成されているかを示すものである。総務大臣の承認事項である「調査計画」（統計の目的、調査対象、抽出方法及び調査事項等）のほか、同計画にない集計・推計方法や利用上の注意（精度情報等）等も含む。

の方法、メタデータ等を標準化するとともに、ＡＩ等による機械的な処理に適した形式で提供する必要がある。また、公的統計の品質確保や機械可読性の向上のためには、品質表示が重要である。このため、機械可読性が高い公的統計の提供と品質表示を推進すべきであり、そのための措置について検討すべきである。

これに伴い、行政機関等に対し、e-Stat に掲載すべき公的統計、機械可読性の高い公的統計の内容、品質表示の方法等を示すため、総務省において指針を定め、ＡＩ等の技術の進歩に応じて、当該指針を適時改定することを検討すべきである。

また、総務省において、当該指針の実施を含め、行政機関等が行う公的統計の提供に対する支援を行うことを検討すべきである。当該支援については、行政機関等が行う公的統計の提供のみならず、Ⅱに記載する行政・民間データの利用等による統計作成に対しても行うこととし、その工程を定めることを検討すべきである。

過去の公表分に係る機械可読性の向上についても、費用対効果を考慮し、効率的な実施の方法や総務省・統計センターによる支援について検討する必要がある。

その際、機械可読性の高い公的統計を提供するとともに、ダッシュボード[15]など、人が閲覧することに適した公的統計の提供などにも留意すべきである。

４　公的統計とその活用状況の周知

公的統計がいかなる施策の立案や社会経済の分析に用いられているかについて、公的統計の意義や有用性を実感する機会として統計教育にも資するよう、分かりやすい形で情報発信を行うことを検討する必要がある。例えば、国民が公的統計に対する関心と理解を深め、統計調査への協力が得られるよう定められた「統計の日」[16]や「統計データ・グラフフェア」[17]をはじめ

---

[15] データを分析し、一目で分かりやすく表示するためのツール。総務省が行っている「統計Dashboard」などがある。

[16] 「統計の日」とは、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民の一層の協力を得るため、昭和 48 年（1973 年）7 月 3 日の閣議了解により定められたものである。日本で最初の近代的な生産統計である「府県物産表」に関する布告が公布された 10 月 18 日を「統計の日」としている。毎年、この日を中心として、広報活動などを行っている。

[17] 「統計データ・グラフフェア」とは、統計グラフ全国コンクールの入選作品等の展示、政府が実施する統計調査、各都道府県の魅力がわかる企画展示、広報資料の配布などによって、統計知識の普及啓発の一層の促進を図る目的で行われている。

とする各種の行事、公的統計の意義・重要性の理解の増進のために行われる学生、地方公共団体向けの出前講座、データサイエンス・オンライン講座等を活用し、公的統計の意義や活用状況について、より一層の普及・啓発を行うことが考えられる。

加えて、国が実施する調査と地方公共団体が実施する調査との間に重複が生ずることのないよう、地方公共団体が国の公的統計を積極的に利用することができるようにすることが重要である。このため、国から地方公共団体に対し、国が実施する調査の内容を積極的に周知するとともに、当該調査の結果の利用を提案することを検討する必要がある。

Ⅳ　統計作成に用いた各種データを有効利用するために

１　基本的な考え方

統計作成に用いたデータは、集計結果よりも詳細な情報を含んでおり、データの分析や、他のデータ等との組合せによって、新たな知見を生み出す可能性があるため、これまで、研究者等に調査票情報や匿名データの提供を行い、その研究の成果を広く還元することで社会に役立ててきた。併せて、提供に係る審査の迅速化にも取り組み、提供の早期化を図ってきた。今般、前述の措置により行政・民間データの利用が進展し、統計作成に用いるデータソースが多様化することが見込まれる中、それらも含めて研究者等に提供できる仕組みを講じておくことが望ましい。また、品質確保の観点からも、公表されている公的統計がどのような精度を持つものであるのかを検証し得るよう、データソースの提供を可能としておく必要がある。

他方で、統計作成に用いたデータには、個人や法人の機密性の高い情報も含まれていることから、その利用を推進する際には、安全性を確実に確保することが不可欠である。諸外国[18]においては、データの匿名化に加え、安全な分析環境やデータの安全な取扱いに習熟した利用者に限った提供など、複数の要素を組み合わせて、安全なデータ提供を担保する仕組みが構築されている。我が国においても、このような複層的な観点を考慮に入れた上で、データの利用を推進していく必要がある。

統計作成に用いたデータの取扱いに当たっては、オンサイト施設での利

[18] イギリス国家統計局等では、Five Safes と呼ばれる「安全な利用者」「安全なプロジェクト」「安全な分析環境」「安全なデータ」「安全な分析結果」の５つの観点からデータ提供の安全性を確保するデータセキュリティ・フレームワークが構築されている。

用やリモートアクセス方式による提供等、安全・安心な利用環境の整備のために必要な措置を講じるとともに、将来にわたって安定的な運用を可能とする財源確保の在り方等について検討すべきである（Ⅳの２関係）。

匿名データは、平成 19 年の制度創設以来、調査票情報の利用と比べ利用実績は低調である。これは、匿名データは教育分野を中心に利用ニーズ自体は高いと考えられるものの、その利用ニーズに応じた柔軟な方法による提供を行うことができていないことが要因の一つであると考えられる。匿名データは、特定の個人又は法人の識別ができないように加工したデータであるため、様々な利用ニーズに応えることのできる情報であり、利用を拡大するための措置を講ずるべきである（Ⅳの３関係）。

２　統計作成に用いたデータの二次的利用

統計調査で得られる調査票情報については二次的利用（統計の作成又は統計的研究、統計を作成するための調査に係る名簿の作成）が可能であるところ、前述のような措置により行政・民間データによる統計調査の補完・代替が進展した場合には、「調査票情報」の定義に該当しない部分が増加し、これまで可能であった二次的利用を行うことができなくなるおそれがある。

このため、統計作成に用いられた行政・民間データについて、提供元の機関と協議を行い、二次的利用の範囲及び提供を行う内容を含めて提供元が同意した場合には、二次的利用を可能とすることについて検討すべきである。

なお、これにより、提供できるデータの範囲の拡大が見込まれることから、幅広い利用者が二次的利用が可能なデータの範囲をあらかじめ把握できるよう、対象となる調査票情報及び行政・民間データ（以下「調査票情報等」という。）の名称等を事前に公表すべきである。

調査票情報等の提供に当たっては、情報保護の観点に十分に留意する必要があることから、研究者等への提供の場合には、データリンケージを行う利便性と、直接識別情報の提供とのバランスを十分に考慮して提供を行う必要がある。

行政機関等による調査票情報等の利用においては、全ての都道府県や市町村が一斉に二次的利用の申請を行う場合がある。こうした場合においては、提供を受ける者からの「求め」によることなく、行政機関の側の裁量により提供することができることが望ましいため、提供を受ける者からの「求め」によることなく提供を行うことができるよう検討すべきである。

こうした取組により、行政機関等の利用者の拡大も見込まれることから、

情報の適正管理の徹底を図るとともに、必要に応じて情報リテラシーに関する講習の受講を求めることを検討するなど、引き続き、安全・安心な提供の確保に努める必要がある。

研究者等への提供手段については、近年は、オンサイト施設での利用やリモートアクセス方式による提供[19]が導入されたところであるが、リモートアクセス方式については、費用面から利用者数に制約が生じていることを踏まえ、利用者に一定の費用負担を求めることにより、データがより有効に利用されるよう利用環境の拡充を図り、公平な利用機会の確保と利便性の向上につなげることを検討すべきである。併せて、データがより有効に利用されるようその利便性を高める方策を検討する必要がある。

また、研究者への提供については、豊富な利用実績があり、適正な管理を継続して行っている者に対して認定を行い、認定を受けた研究者に対しては、一定の手続を緩和することを検討する必要がある。

さらに、統計作成や名簿作成に用いられる事業所母集団データベースについても、前述のとおり（Ⅱの９）、提供することを検討すべきであり、その際、リンケージによる高度な研究等の実施が可能になるよう、共通事業所コードと法人番号を付して研究者等に提供することを検討する必要がある。このほか、リンケージを行うなどして高付加価値化されたデータは、情報の保護に十分に配慮しながら、他の研究者も利用可能となるような仕組みの導入を検討すべきである。

３　匿名データの利用拡大に向けた取組

匿名データは特定の個人又は法人の識別ができないように加工したデータであるが、平成 19 年の制度創設当初は、統計調査への国民の不安を招かないよう、匿名データも調査票情報と同じく適正管理義務を入念的に措置してきた。

その後、約 20 年が経過し、匿名データの管理に係る諸外国の制度や、匿名データと類似の情報を制度化している国内の法制度においては、匿名データに係る安全・安心は、その管理体制・方法等の規制ではなく、むしろ個人や法人の識別を目的として他の情報と照合する行為や、加工の方法に関する情報を取得することを禁止することにより確保することが一般的とな

[19] 「オンサイト施設」とは、情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者が調査票情報等を用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室をいう。「リモートアクセス方式」とは、施設外からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。

っている。このような動向を踏まえ、こうした行為を禁止する措置を設けるべきである。

他方、この 20 年における数理・データサイエンス・ＡＩ教育の飛躍的な普及に伴い、教育分野を中心に幅広い利用ニーズが高まっていることが見込まれる。匿名データの管理については、その性質や国内外の類似制度を踏まえ、適正管理義務の対象から除くことを含む簡便なものとすべきであるが、これは匿名データのニーズへの対応の観点からも重要である。

また、仮に匿名データを適正管理義務の対象から除く場合、匿名データの利用やその成果の透明性確保の観点から義務付けされている公表の仕組み[20]についても、その対象から除くべきである。これに伴い、匿名データの提供に係る事務負担が減少することも見込まれることから、手数料についても見直すべきである。

この新たな匿名データの枠組みの中で、諸外国のパブリックユースファイルを参考に、これに類似したものを提供することができないか検討すべきである。匿名データは、その性質や攪乱的手法等の匿名化に用いる手法により、匿名化の度合いが異なることから、各府省において、その性質を精査し、データの提供方法を判断することが望ましい。なお、提供に当たっては、利用目的を把握するため、その利用に当たっては、氏名、連絡先、利用目的等の登録を要するものとすることを検討する必要がある。

また、現時点では、攪乱的手法については、研究の段階にあり、データの加工及び提供の実務に当たっては、総務省等における研究も踏まえて整理を行う必要がある。

４　大規模災害時の名簿提供

大規模災害時において、行方不明者の特定や法人等の被害状況の把握等のために、被災した地方公共団体から国勢調査等の対象名簿の提供を求める要望があった。

国勢調査等の対象名簿等の情報の提供を行うことで、被害状況の迅速な把握や、被災した地域の早期の復旧につながることから、大規模災害が発生

[20] 個人・法人の秘密が含まれ得る調査票情報を学術研究等の目的で利用するに当たり、国民の信頼確保の観点から、その利用や成果の透明性を確保するため、統計法により所定の事項の公表が義務付けられている。匿名データは秘密が含まれ得るものではないが、統計法により調査票情報と同様の取扱いが求められている。なお、匿名データの利用者に義務付けないとしても、行政機関において利用成果を把握し、優良事例として公表するなど、有用な利用の促進に取り組むことが望ましい。

した場合において、行政機関や被災した地方公共団体等から、個人の安否の確認又は法人等の被害状況の把握を目的として名簿等の情報の提供を求められ、かつ、他に代替する手段がないと認めるときは、基幹統計調査のうち全数調査に係る名簿等の情報を提供することができることとするよう検討すべきである。

参考資料１

統計法等に関する研究会の開催について

令和８年６月５日
総務省政策統括官（統計制度担当）

１　目的

平成 30 年の統計法改正から約 10 年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、ＡＩ等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会におけるＡＩ・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきている。

今般、こうした状況に的確に対応すべく、統計法等の見直しに向けた法制上の課題を整理するに当たって、学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、「統計法等に関する研究会」を開催する。

２　主な検討事項

（１）報告者の負担軽減や調査員調査の見直し
（２）統計作成における官民データの利活用の拡大
（３）ＡＩによる分析への対応やダッシュボードの充実など公的統計の提供方法の改善
（４）統計データの更なる利活用推進

３　構成及び運営

（１）研究会は、総務省政策統括官（統計制度担当）が主宰する。
（２）研究会の構成員は別紙のとおりとする。
（３）研究会に座長を置く。座長は、総務省政策統括官（統計制度担当）があらかじめ指名するものとする。
（４）座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
（５）研究会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とする。ただし、座長が認めるときは公開とすることができる。
（６）研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、これを公開するとともに、配布資料を公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
（７）研究会の庶務は、総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官が行う。

（別紙）

統計法等に関する研究会の構成員

○　構成員（五十音順）

岡田　　淳　　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士

加藤　久和　　明治大学政治経済学部教授

後藤　玲子　　茨城大学人文社会科学部教授

佐久間　弘明　一般社団法人ＡＩガバナンス協会業務執行理事

高部　　勲　　立正大学データサイエンス学部教授

椿　　広計　　学校法人昭和女子大学理事長

堀澤　明生　　東北大学大学院法学研究科准教授

参考資料２

統計法等に関する研究会 開催実績

第１回　令和８年６月５日（金）開催

議題：（１）統計法等に関する研究会の運営等について
（２）研究会における議論項目について
（３）公的統計作成等への行政データ・民間データの活用について
（４）その他

第２回　令和８年６月 19 日（金）開催

議題：（１）公的統計作成等への行政データ・民間データの活用について
（２）経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について
（３）その他

第３回　令和８年６月 29 日（月）開催

議題：（１）経済統計の基盤整備・事業所母集団データベースの機能高度化について
（２）ミクロデータ利用の利便性向上について
（３）その他

第４回　令和８年７月 17 日（金）開催

議題：（１）調査員調査について
（２）ミクロデータ利用の利便性向上について
（３）公的統計作成等へのＡＩ等のデジタル技術の活用及びＡＩ等によるデータ分析に資する統計データの提供について
（４）その他

第５回　令和８年７月 29 日（水）開催

議題：（１）ミクロデータ利用の利便性向上について
（２）公的統計作成等へのＡＩ等のデジタル技術の活用及びＡＩ等によるデータ分析に資する統計データの提供について
（３）報告書の構成案について
（４）その他

第６回　令和８年８月５日（水）開催

議題：（１）報告書案について
（２）その他

第７回　令和８年９月 28 日（月）開催

議題：（１）報告者負担の軽減について
（２）ミクロデータ利用の利便性向上について
（３）その他

第８回　令和８年 10 月５日（月）開催

議題：（１）中間取りまとめ案について
（２）その他